

## 緊急小修繕登録申請書及びその添付書類の記載要領

この記載要領は、緊急小修繕登録申請書及びその添付書類の書き方等を記載しています。登録審査は、緊急小修繕登録申請書及びその添付書類に基づいて行いますので、緊急小修繕登録申請書類の記入に当たっては、この記載要領をよく読んで正確に記入し、誤りや記入漏れ等で不利にならないように注意してください。

### 1 一般的な留意事項

- (1) 緊急小修繕登録申請書類に虚偽の記載等をした場合は、登録審査を取り消すことがあります。
- (2) 数字は、すべて算用数字で記入すること。
- (3) 提出に際しては、綴じ紐やファイルに綴じないでダブルクリップ等で提出書類を一つにまとめて散逸しないようにすること。

### 2 緊急小修繕登録申請書（別記第1号様式）

- (1) 申請者欄にその所在地、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記入してください。  
また、和歌山県公営企業課及び和歌山県工業用水道管理センターが行う緊急小修繕登録に代理人を選任し登録しようとする場合は、併せて代理人欄に当該代理人の所在地、商号又は名称、職氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記入してください。この場合は添付書類として委任状（別記第5号様式）が必要となります。
- (2) 申請者欄で登記上の所在地が実際に営業している所在地と異なる場合は、実際の所在地を記入し、その上段に登記上の所在地を（ ）書きで記入してください。
- (3) 登録を希望する事業名及び登録業種のチェック欄に○をしてください。

なお、登録希望業種については、和歌山県県土整備部の入札参加資格

認定を受けている業種に限ります。

- (4) 緊急小修繕登録申請書類提出後の審査期間において、再度聴取したい事項等が発生した場合に対応できるよう、記載担当者欄には、当該聴取に対応できる担当者の所属、氏名及び電話番号を記入してください。
- (5) 申請書右肩の「整理番号」欄には記入しないでください。
- (6) 今回の審査基準日は、令和8年2月1日です。

### 3 経営状況及び契約履行状況調書（別記第2号の1様式）

各欄に付した番号順に説明します。

- ① 審査基準日における営業年数を記載してください。
- ② 審査基準日における従業員数（全体）を記載してください。
- ③ 審査基準日直前の事業年度（年）の決算の資本金を記載してください。
- ④ 建設業許可に係る許可番号及び許可業種を記載してください。  
（例）許可番号：般-3 第12345号、許可業種：建・管
- ⑤⑥ 登録希望業種毎に審査基準日直前の事業年度（年）における完成工事高を記載してください。

### 4 工事履歴書（別記第2号の2様式）

- ① 登録を希望する申請事業毎に記入してください。
- ② 登録を希望する建設工事毎に記入してください。
- ③ 工業用水道事業での登録を希望する場合、審査基準日の直近5年間における官公庁の施設の主な完成工事（土木工事（漏水修繕）については、管径150mm以上の漏水修繕）について記入してください。
- ④ 土地造成事業での登録を希望する場合、審査基準日の直近5年間における官公庁の施設の主な完成工事について記入してください。
- ⑤ 元請又は下請の区別において、下請の場合であっても、元発注者が官公庁であれば、注文者欄の上段に元請負人、下段に（ ）書きで官公庁名を記入してください。

5 連絡体制表（別記第3号様式）

緊急小修繕発注時に実際に施工する体制（支店等が施工する場合は支店等に係る体制）を記入してください。また、本緊急小修繕は夜間・休日に発生する場合がありますので、必ず連絡が付く連絡先を記入してください。

6 誓約書（別記第4号様式）

記載内容を熟読し提出してください。

7 委任状（別記第5号様式）

- (1) 和歌山県公営企業課及び和歌山県工業用水道管理センターが発注する緊急小修繕に、代理人を選任し参加しようとする場合に提出し、緊急小修繕登録有効期間中は代理人の氏名で見積り等が行えます。
- (2) 選任することができる代理人は1名のみです。
- (3) 代理人の権限については、委任状に記載しているとおりとし、委任期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

8 和歌山県県土整備部から通知された「入札参加資格認定通知書」の写し（添付書類）

和歌山県県土整備部において入札に係る資格審査を受け、認定を受けた有効期間中の通知書の写しを添付してください。

9 所在地見取図（別記第6号様式）

- (1) 代理人を選任しない法人及び個人にあつては本社の欄に所在地周辺の見取図を記入又は地図等をコピーの上、貼り付けて提出してください。
- (2) 代理人を選任する法人等にあつては本社等の所在地を本社の欄に、また、代理人の所属する営業所等の所在地を取引しようとする支店等の欄にそれぞれ記入又は地図等のコピーを貼り付けて提出してください。

## 10 その他の事項

### (1) 登録事項に変更があった場合

緊急小修繕登録申請書類提出後又は登録後に、次に掲げる事項に該当する変更があった場合は、速やかに緊急小修繕登録事項変更届（別記第8号様式）を提出してください。

ア 営業を休止し、又は廃止したとき

イ 営業規模を著しく変更したとき

ウ 商号又は名称を変更したとき

エ 本店又は営業所等の所在地を変更したとき

オ 登録者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき

カ 代理人を変更したとき

キ その他登録内容に変更があったとき

### (2) 登録を承継する場合

登録者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その承継する営業に対応する登録を承継することができます。この場合登録を承継しようとする者は、緊急小修繕承継申請書（別記第9号様式）に当該承継の事実を証明する書類を添付して提出してください。

ア 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人

イ 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人

エ 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人

オ その他知事がこれらに類すると認める者

11 申請書の提出先及び問合せ先

和歌山県 商工労働部 商工労働政策局

公営企業課 事業管理班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-3314

メール [e0630001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0630001@pref.wakayama.lg.jp)